

委第1号議案

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月7日

提出者

東大和市議会議会運営委員会

委員長 中間 建二

東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

東大和市議会委員会条例（昭和46年条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1項を加える。

- 議長は、各常任委員会が所管する事項について、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の常任委員会に所管させることができる。

別表総務委員会の項所管の欄第2号中「総務部」を「行政管理部」に改め、同欄第3号中「市民環境部のうち、市民課の所管する事項、課税課の所管する事項及び納税課」を「市民生活部」に改め、同欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）農業委員会の所管する事項

別表厚生文教委員会の項所管の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同欄第3号中「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同表建設環境委員会の項を次のように改める。

建設環境委員会	7人	まちづくり部の所管する事項
---------	----	---------------

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、改正前の別表の規定により常任委員会に付議された事件で、現に審査又は調査中のもののうち、改正後の別表の規定により他の常任委員会の所管となるものについては、この条例の施行の日に当該他の常任委員会に付議された事件とみなす。